

資 料 編

県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	所 属	摘 要
1号委員（3名） 学識経験者	中澤 廣	岩手大学理工学部	委員長
	笹尾 俊明	岩手大学人文社会科学部	副委員長
	千葉 啓子	岩手県立大学 盛岡短期大学部	
2号委員（4名） 住民代表	柿木 和夫	盛岡市町内会連合会（都南地域）	
	佐々木 忠男	盛岡市町内会連合会（盛岡地域）	
	佐々木 由勝	玉山地域自治会連絡協議会	
	渡邊 彰子	環境省 3R 推進マイスター	
3号委員（3名） 関係団体	稲森 久展	盛岡広域振興局保健福祉環境部 環境衛生課	平成28年3月31日まで
	瀬川 俊夫	盛岡広域振興局保健福祉環境部 環境衛生課	平成28年4月18日から
	下斗米 利一	盛岡市廃棄物業協会	
	山崎 清基	盛岡商工会議所 (環境問題特別委員会)	

県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会
設置要綱

(趣旨)

第1 県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会（以下「協議会」という。）が協議しているごみ処理施設整備候補地（以下「候補地」という。）の選定を行うため、県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、候補地に係る次に掲げる事項について検討し、協議会会長へ報告するものとする。

- (1) 評価方法・選定条件の検討に関する事。
- (2) 現地及び周辺等の調査に関する事。
- (3) 評価・選定に関する事。
- (4) その他必要な事項に関する事。

(組織)

第3 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、協議会会長が委嘱するものとする。

- (1) 学識経験者 3人
- (2) 住民代表 4人
- (3) 関係団体 3人

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から第2に掲げる所掌事項が終了した時までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会の会議は、協議会会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決する

ところによる。

- 4 委員会は、原則公開とし、会議の傍聴に関する手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 委員長は、会議内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - (1) 盛岡市情報公開条例（平成12年盛岡市条例第51号）第7条に規定する不開示情報に関する事項について審議等を行うとき。
 - (2) その他会議を公開することにより、公正円滑な会議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められるとき。
- 6 委員長は、会議の概要を記載した記録を作成し、これを公開するものとする。
- 7 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（守秘義務等）

- 第7 委員は、検討の過程で知り得た事実、情報等のうち、個人、法人その他の団体の権利利益を害するおそれがあるもの及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員の報償）

- 第8 委員の報償は、盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年盛岡市条例第24号）に準じて支給する。ただし、特別の事情があるときは、特段の取扱いをすることができる。

（庶務）

- 第9 委員会の庶務は、県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会事務局において処理する。

（委任）

- 第10 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（施行期日）

- 第11 この要綱は、平成27年8月26日から施行する。

県央ブロックごみ焼却施設整備候補地検討委員会
傍聴要領

(趣旨)

第1 この要領は、県央ブロックごみ焼却施設整備候補地検討委員会設置要綱(以下「要綱」という。)第6第4項の規定に基づき、県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会(以下「委員会」という。)会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2 会議の傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、10人とする。

(傍聴の手続)

第3 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴希望者」という。)は、会議開催予定時刻の30分前から、傍聴人記名簿に自己の住所、氏名を記入しなければならない。

2 会議開催予定時刻の10分前における傍聴希望者が、第2第2項で定める定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決するものとする。

3 傍聴人が定員に達していない場合においても、開会後の新たな傍聴希望者の受付は行わない。

(傍聴できない者)

第4 第2及び第3の規定にかかわらず、次に掲げる者は、会議を傍聴することができない。

(1) 銃器、刀剣、火薬その他の危険物を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) ポスター、ビラ、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者

(4) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を携帯している者

(5) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機の類を所持している者で会議の妨げとなるおそれのある者

(6) 前各号に定めるもののほか、委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。

(禁止事項)

第5 傍聴人は、会議の傍聴中は次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議中は、拍手その他の方法により、自己の意見を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑いをする等騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、たすき、腕章の類を身につける等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得た者については、この限りでない。
- (5) 携帯電話等は電源を切るか、又はマナーモードに設定すること。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影、録画、録音等の禁止)

第6 傍聴人は、会議室において写真撮影、録画、録音等をしてはならない。ただし、報道等を業とする者が、あらかじめ委員長の承認を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退去)

第7 傍聴人は、要綱第6第5項の各号のいずれかに該当する場合は、委員長の指示に従い速やかに退去しなければならない。

(委員長等の指示)

第8 傍聴人は、委員長及び庶務担当職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9 委員長は、傍聴人がこの要領に違反し、又は委員長の指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(施行期日)

第10 この要領は、平成27年8月26日から施行する。